

Title	フランスの科学技術政策決定過程における「参加民主主義」の実践：農業・食品産業における遺伝子組換え作物の利用に関する一九九八年の「市民会議」を例に
Sub Title	Une pratique de la dans les processus de décision politique en matière scientifique et technologique en France : de 1998 sur l'utilisation des OGM en agriculture et dans l'alimentation
Author	小川, 有希子(Ogawa, Yukiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2017
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.112, (2017. 3) ,p.67- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20170315-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランスの科学技術政策決定過程における

「参加民主主義」の実践

——農業・食品産業における遺伝子組換え作物の利用に関する一九九八年の「市民会議」を例に——

小川有希子

- 一 はじめに
- 二 フランスにおける参加民主主義
 - (一) 参加民主主義論の台頭
 - (二) フランスにおける「参加」の三類型
- 三 遺伝子組換え作物に関する一九九八年の市民会議
 - (一) 議会T Aと市民会議
 - (二) 一九九八年の市民会議
- 四 一九九八年市民会議に対する民主主義的観点からの評価
 - (一) 「市民参加」の進展——環境問題を中心に——
 - (二) 「市民会議」の民主的正当性
- 五 結びに代えて

一 はじめに

科学技術に関しては、急速な進歩、高度の専門性、規範について社会的合意の生成のしにくさといった性質から、立法に馴染まないと考えられており、いわゆるソフト・ローの議論が進展してきた。学会や行政のガイドラインによる科学技術に対するコントロールのあり方は、「民主的正統性」の欠如という批判に度々晒されながらも、現時点においてベターな方法として受け容れられている。この背景には、科学技術の進歩・応用は、社会に「福音」をもたらすものであるというイメージが社会に定着していること、「専門職能の自律」への尊重、信頼そして期待がある。専門家によって構成される行政の審議会・委員会等多層的に設置され、「制度的規制なしの秩序」⁽¹⁾の維持が図られてきた。他方で、当該技術自身の社会的妥当性ないし当該技術規制の社会的妥当性を問う場面では、様々な次元で「市民参加」の手続きが採られ、一種の社会的ガバナンスを構築しつつある。専門職能自身が、社会と対話を図り、社会に対する説明責任を果たすことで、社会の安全確保と技術の進歩とを共存させてきたといえよう。もともと、このような状況に対しては、「国の唯一の立法機関」(憲法四一条)たる国会の議を経ないルールによって技術統制を行うことに慎重な立場から、「専門職能の自律」を名目に、過度の裁量が研究者集団又は研究者個人に押し付けられているのではないか、「市民参加」⁽²⁾手続の履践に民主的正当性の根拠を求めることは、結果として、そこに参加する者に当該技術に関する終局的な責任を転嫁することにならないか、あるいは「市民参加」が特定の科学技術の正統性を調達するために「アリバイ作り」のように利用されるおそれがあるのではないかと⁽³⁾いった指摘がある。

このような問題状況に直面したときに、憲法学の立場から何を言いうるか。科学技術については、ボトムアップ型の秩序形成が期待されてきたことから、従来、憲法学の立場からは多くを語らないのが主流であった。しかしながら、

技術の急速な発展は、専門家に任せることが妥当ではない領域や国家主導の戦略的政策が望まれる領域を出現させ、科学技術は、国民生活に密着した分野であると同時に、国家による方向付けを期待される分野となっている。特に、原子力発電や遺伝子組換えに関する技術は、人の生命・身体の安全、環境、将来世代の人権などに関わる重大な問題であり、多様なアクターによる熟議・討議がなされなければならない状況にあると言えるだろう。

本稿では、一九七〇年代以降の参加民主主義論の展開およびフランスにおけるその実践モデル形態を概観し（第二章）、フランスで初めて開催された一九九八年の遺伝子組換え作物に関する市民会議を紹介し（第三章）、この市民会議に対する民主主義的観点からの評価を検討する（第四章）ことを通じて、科学技術に関する規範形成ないし政策決定についての正当な方策としての市民参加ないし市民会議の実効性・有効性について考察する。

二 フランスにおける参加民主主義

(一) 参加民主主義論の台頭

「参加民主主義 (participatory democracy)」という言葉は、一九六二年六月、「民主社会をめざす学生 (Students for a Democratic Society: SDS)」組織⁽⁴⁾のポート・ヒューロン宣言⁽⁵⁾の中で使われた言葉であるが、一九六〇年代後半のいわゆる「参加の噴出 (participation explosion)」現象⁽⁶⁾の中で、様々な意味で語られるようになった。⁽⁷⁾西ドイツにおいて、住民イニシアティブ⁽⁸⁾、大学運営に関する助手・学生の参加運動等の様々な「参加」運動が起り、フランスにおいて、学部評議会への学生の参加等を求めた五月革命が起きたのもこの頃である。フランスでは、その後、De Gaulle 大統領の体制立て直しの合言葉として「参加」が叫ばれ、イギリスでは、スケフィンソン報告を通して議会制民主主義の

母国にも市民権が与えられ、アメリカでは、救貧事業のような連邦事業の中で「最大限 possible の参加」(maximum feasible participation) が法的に保障されるようになった。⁽⁹⁾

「参加」が一躍脚光を浴びるようになった一九七〇年代から一九八〇年代にかけて、Carol Pateman, C. B. Macpherson あるいは Benjamin Barber といった政治学分野の理論家によって参加民主主義論が展開された。広岡によれば、参加民主主義理論は、大きく二つの立場に分類でき、一方は、「現代先進資本主義国の民主主義を根本的に変革するものとして参加民主主義を主張する流れ」であり、他方は、「行動主義政治学の枠組を維持しつつそのなかに参加を位置づけようとする流れ」である。⁽¹¹⁾ Pateman, Macpherson, Barber らは、前者に代表される論者であり、「政治哲学の復権を図ろうとする立場」とも言える。⁽¹²⁾ イギリスの政治学者 Pateman は、参加民主主義を支える中心的概念として、「政治的有効感」⁽¹³⁾ と「政治的義務」を提示した。Pateman によれば、参加民主主義とは、「市民が、ちょうどめいめい日常生活において様々な約束をすることによって自発的に自己に義務を課すのと同じように、参加型投票によって自由に自己の政治的義務を創設できる』ような政治体制を意味し、ここでは当初その政治的義務の創設に賛同しなかった少数者は、あらためて『多数者のなした決定に『同意』⁽¹⁴⁾ すべきか否かを決める』とされる」という。広岡の理解によれば、「政治的義務」という概念を持ち出すことによって、自由民主主義を批判し参加民主主義をこれに代えるものとして呈示する Pateman は、「自由民主主義のもとでは政治的義務は市民の国家に対する縦の関係であるのに対して、参加民主主義においては市民相互のあいだの横の関係」として「政治的義務」を捉えているということになる。本稿で紹介する一九九八年市民会議を組織・運営した機関は、市民会議の目的を「政治的責任者 (les responsables politiques)」の役割と関連づけて説明している。⁽¹⁵⁾ 参加民主主義を「政治的義務」と結びつけて主張する Pateman の議論は、その観点から非常に興味深い。Pateman の参加民主主義論についての考察は、別の機会に譲ることにしたい。同時期に、カナダの政治学者 Macpherson は、職場での労働者参加の実現を通して、階級社会とし

ての資本主義社会の矛盾を克服し、代表制民主主義を延命することに主眼を置いた参加民主主義論を展開し、他方、アメリカの政治学者 Barber は、参加民主主義の現代的な形式として、ストロング・デモクラシー (strong democracy) を構想した。ストロング・デモクラシーは、市民による自己統治体 (self-governing community) に依拠し、市民は市民教育によってではなく同質の利害によって結合され、また、利他主義や市民のよき性質によってではなく市民的態度と参加制によって共通目的を抱き相互作用を為すことができる」と主張した。ストロング・デモクラシーは、政治を単なる「生き方 (way of life)」とは考えず、変わりやすいが順応性のある性質を持ち、競争しているが重複している利害を持つ人間が、相互利益のみならず相互依存によって得られる利益を求め、共同して生きていくための方策、すなわち現在進行形の「生きる道 (way of living)」を提示している⁽¹⁷⁾。

その後、Jürgen Habermas や John Rawls の台頭により、討議民主主義 (democratic deliberative) 論が、とりわけアングロサクソン世界や北ヨーロッパにおいて受け容れられるようになる。討議民主主義の理論家は、参加民主主義の経験を主要な着想源の一つとして、討議民主主義論を構成するようになった。しかし、Loïc Blondiaux によれば、フランスにおいては、以下二つの理由により、そのような思考方法は採られていないか、そのような影響を受けにくいという。第一に、『《deliberation》』という用語は、フランスでは、常に効果的な意思決定と結びつけられ、刑事陪審員や国会議員に割り当てられているからである。第二に、フランスでは、討議の美徳に文化的愛着がおそらくあまりないからである⁽¹⁸⁾。フランスにおいては、討議をそれ自体として価値づけるような思考は、議会的理想の核心部には見出せない。もっとも、Blondiaux によれば、参加民主主義論と討議民主主義論とは、多くの前提事項を共有しており、とりわけ民主主義の定義及び多数決原理と単なる投票活動に限界づけられた市民権の定義に関して満足していないという点において通底する。この意味において、両者を区別する実益は乏しいと考えられるが、本稿では、フランスにおける一般的な用語法に則って、参加民主主義の語を採用することにする。

(二) フランスにおける「参加」の三類型

さて、Blondiauxによれば、フランスでは、「参加」の制度化として三つの形態があり得るといふ。第一に、参加型予算モデル (Le modèle du Budget participatif)、第二に、公開討論モデル (Le modèle du débat public)、第三に、市民陪審モデル (Le modèle du jury de citoyens) である。⁽¹⁹⁾

1 参加型予算モデル

参加型予算モデルは、一八世紀以降アメリカ合衆国の一部で行われてきたタウン・ミーティングに代表される形態であり、予算策定という特定の政策分野における、民衆集会的な議体を基盤とする政策決定の過程や制度のことである。近年では、ブラジルのポルト・アレグレ市で行われた民衆集会在が、成功例として知られている。

2 公開討論モデル

公開討論モデルは、今日、フランスにおいて、とりわけ都市計画の分野で広く行われ、法制度化されている形態である。後に詳述するが、一九九〇年代、リヨン―マルセイユ間のTGV建設に際して起きた大規模な反対運動を受けて、計画の上流における民意調査の手段として、公開討論の制度が導入された。⁽²¹⁾

3 市民陪審モデル

市民陪審モデルは、一九七〇年代初頭にドイツの社会学者Peter C. Dienelによって考案された「計画細胞」(独: Planungszelle, 仏: cellules de planification) や一九七四年に設置されたシェファーン・センターの市民陪審 (citizen

juices) に見られる形態である。⁽²²⁾ Blondiaux は、本稿で紹介する一九九八年の市民会議を、第三モデルに位置付けている。

三 遺伝子組換え作物に関する一九九八年の市民会議

本章では、フランスの市民会議を取り扱うが、一九九八年の会議は科学技術評価のための議会オフィス (Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et technologiques: OPECST、以下「OPECST」という。) によって組織されており、OPECSTは、議会TAの一種としての側面を有する。従って、議会TA及びOPECSTについての基本的事項を確認したのち、一九九八年市民会議の実際の運用について紹介することとする。

(一) 議会TAと市民会議

1 参加型TAの一形態としての市民会議

コンセンサス会議 (conférence de consensus) は、医療関係の専門家間での「コンセンサス」(合意) を形成するためにアメリカで試みられた手法であり、イギリスで最初に開催されたコンセンサス会議では、「コンセンサス会議とは、政治的、社会的利害をめぐって論争状態にある科学的もしくは技術的課題に関して、素人からなるグループが専門家に質問し、専門家の答えを聞いた後で、この話題に関する合意を形成し、最終的に彼らの見解を記者会見の場で公表するためのフォーラムである」と説明された。⁽²³⁾ フランスでは、フランスの政治的伝統により適うとして、「市民会議」(conférence de citoyens) の用語が好まれた。⁽²⁴⁾ フランスの「市民会議」は、デンマーク技術委員会 (Danish Board of Technology: DBT)⁽²⁵⁾ のコンセンサス会議をモデルに組織されており、フランスで実施された市民会議と、いわゆるコン

センサス会議とは、実質的には同じものとして考えられる⁽²⁶⁾。DBTは、科学技術の発展を監視し、それが社会や市民に与える影響を調査・研究し、独立の立場からその社会的影響の評価を行う、いわゆるテクノロジ・アセスメント (Technology Assessment: TA) 機関であるが、科学技術の評価を専門家でなく市民の参画も得て行う、いわゆる参加型TA (participatory TA) として構想され、その一つの手法がコンセンサス会議であった。TAは、「従来の研究開発・イノベーションシステムや法制度に準拠することが困難な先進技術に対し、その技術発展の早い段階で従来の様々な社会的影響を予期することで、技術や社会のあり方についての問題提起や意思決定を支援する制度や活動を指す⁽²⁷⁾」と定義され、その目的や手法により、参加型TAの他にも、構築的TA (constructive TA)、リアルタイムTA (real-time TA) 等の類型がある⁽²⁸⁾。

欧州諸国では、一九八〇年代から各国ごとに議会による関与の下でTAを行う議会TA機関が設立され、一九九〇年には、それらのネットワーク機関として、欧州議会TA (European Parliamentary Technology Assessment: EPTA)⁽²⁹⁾ が設立された。フランスからは、一九九八年の市民会議を組織したOPECS Tが加盟している。

2 OPECS T

(1) 設立の背景

OPECS Tは、一九八三年のOPECS Tの設置に関する法律 (loi n° 83-609 du 8 juillet 1983 portant creation d'une delegation parlementaire dénommée office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et techniques) に基づき、議会内部に設置された組織である。一九八〇年代に入り、科学技術による社会や環境への影響が強まると、一方で経済停滞・低雇用を脱する方策としての技術への期待、他方で科学技術に関する決定を専門家や政府だけに任せておくことに対する懸念⁽³⁰⁾が、フランス国内のみならずヨーロッパ各国で生じた⁽³¹⁾。科学技術評価に対する関心の高まりを受け、一九八二

年六月、国民議会（下院）の生産物委員会（La commission de la production）は、科学技術評価のための組織を議会内部に設置することを目的とする法案を提出した。当該法案は、上院と下院における計五回の読会を経て、一九八三年七月八日に審議されている。審議過程で特に強調されたのは、科学技術に関する政府の決定に対する議会コントロールの有効性の強化を図ること、及び、科学技術に関する決定に対する真に民主的なコントロールは、市民に地域レベルで参加する可能性が開かれることによってしか達成しえないということである。新規事業開発にあたり、環境への影響評価手続きに市民を参加させるといった、いわゆる環境アセスメントを当時は想定していたようである⁽³²⁾。もつとも、OPECSTが本格的に活動を開始したのは、一九八八年に入ってからであった。議院内閣制の下、議会が政府に対抗する組織を持つことは、与党の政策に対する牽制につながると考えた与党からの反対に遭い、実現に五年を要している。

一九九七年には、OPECSTが、科学と政策の間の仲介役として重要な役割を果たしており、今では議会にとつて不可欠の機関となったこと、さらには国内のみならずヨーロッパ及び世界に対して科学的な影響力を持つに至ったことを確認したうえで、八三年法以降に生じた新たな技術（情報通信技術等）、環境と自然災害（自然災害の予防・予測、アスベスト問題等）、エネルギー政策（原子力施設の安全性、核廃棄物管理等）、ライフサイエンスに関する技術（遺伝子組み換え植物や生殖補助医療等）などに関する決定を正しく評価するために、構成員の多様性及び機関の機能の向上を目的として、元老院（上院）の経済問題委員会から、改正法案が提出された。構成員の人数の増加（各院八人→一人）、補助機関としての科学技術評議会（Conseil scientifique）の創設を盛り込んだ改正法案は、二〇〇〇年に成立し、現在は、一九八三年法の一部と二〇〇〇年法が、OPECSTの根拠法令となっている⁽³³⁾。

(2) 制度の概要

OPECSTは、あくまで議会内組織であり、政府とは関係がない。政界と学会とを媒介する組織として、ある

いは政治と科学の対話の場としての性格を有し、上院と下院が永続的に協力する唯一の機関であると説明されている⁽³⁴⁾。議会審議の前段階として活動する伝統ある機関としての自負は、報告書の端々に見受けられる。また、二〇〇八年の憲法改正及びそれを受けた二〇〇九年の議員規則改正により、本会議の審議の合理化が図られている現状では、本会議のような時間的制約のない委員会審議の重要性が高まっている。

さらに、二〇一二年以降、OPECCSTが、議会制民主主義に資する機関であることが強調されており、このことは、「進取の気性に富んだ法律を、議会がイニシアチブをとって制定するには、よく情報収集を行わなければならぬ」「法案提出に関する議会と政府の間のバランスを調整する時期である」といった議長言葉に現れている⁽³⁵⁾。特に、公聴会 (audition publique) が民主主義の核心であることは、度々言及されており、公聴会の存在は、OPECCSTの民主主義的性格を強く裏付けていると言えよう。

OPECCSTは、ある科学技術を選択した場合に生ずる結果について議会に情報提供することをその任務とする。そのために、当該科学技術についての情報収集、調査、及び評価を行う (第6条の三)。情報収集のために必要な場合には、専門家から意見を聴取する他、公聴会を開催して、専門家及び市民から広く意見を収集することができる。OPECCSTは、各政党の議席比率に応じて、両議院から選任された、それぞれ一八名の議員によって構成される。二〇〇〇年法以前は、各々八名の議員によって構成されていたが、科学技術の進展に伴って生ずる多様な問題に対処するため、多様な専門知識を有する議員を選出することができるよう、定員を大幅に増大した。

さらに、科学評議会 (Conseil Scientifique) が、OPECCSTの補助機関として、二〇〇〇年法によって新設された。二四名の科学技術に関する専門家から構成され、任期は三年である。多様性の反映という観点から組織され、これは二〇〇〇年改正の主要な目的であった。

(二) 一九九八年の市民会議

1 背景

フランスでは、遺伝子組換え生物の環境放出に関する一九九〇年の指令(90/269/EEC、以下「旧環境放出指令」という。)の国内法化に伴い、一九九〇年代初めから、OPeCSTがバイオテクノロジーに関心を示し始めた。⁽³⁶⁾一九九〇年にOPeCSTにより取りまとめられた「農業及び農食品産業へのバイオテクノロジーの適用に関する報告書」⁽³⁷⁾がバイオテクノロジーに関する最初の報告書であり、旧環境放出指令の国内法化に向けた一連の過程の中で作成されている。一九九八年には、本章で取扱う市民会議の翌月に、遺伝子組換えの領域で生じた諸問題について「遺伝子についての理解からその利用へ——第一部・農業及び食品産業における遺伝子組換え作物の利用」⁽³⁸⁾がまとめられた。フランス政府の遺伝子組換え作物栽培規制の政治過程(一九九六―二〇〇八年)を調査研究した早川の論文によれば、フランスにおける遺伝子組換え栽培政策は、①政権にかかわらず遺伝子組換え作物の栽培を推進していた推進期(一九九六年後半まで)、②政権によって賛成・反対に大きく揺れていた混乱期(一九九六年一月―一九九九年五月)、③遺伝子組換え作物の問題が環境問題や反グローバリゼーションの動きと結びつけて考えられるようになったリンケージ期(一九九九年六月―二〇〇七年六月)、そして④旧環境放出指令を置き換える二〇〇一年の環境放出指令(2001/18/EC、以下「新環境放出指令」という。)を国内法化して、遺伝子組換え作物の栽培を事実上容認する二〇〇八年法成立期(二〇〇七年五月―二〇〇八年六月)の四段階に分けられる。一九九八年市民会議は、遺伝子組換え作物の栽培に関する政策が安定せず、賛成派と反対派の間で世論も大きく揺れ動いた混乱期に開催され、社会的関心を集めた。

一九九七年秋、Lionel Jospin首相は、Novartis社の遺伝子組換えトウモロコシ栽培を許可するとともに、半年後に市民会議を実施することを発表した。首相官邸において行われた公式発表では、次のように述べている。「世論は未

だ定まっておらず、十分な情報を与えられていないように思える。市民は、医薬品のために遺伝子組換え作物に頼ることは受け入れているようだが、食糧として受け入れることには消極的なようである。遺伝子工学の領域において偉大な科学的経験があるとはいえ、市民は、あらゆる意見の表明と対立なく選択される将来に合意することを拒否している。コンセンサス会議が、OPECSTによってオーガナイズされるだろう。「科学的な調査研究によって、環境へのリスクがないことが証明され、公開討論が完了するまでは、トウモロコシ以外の植物（とくに、アブラナやテンサイ）⁽⁴⁰⁾についてのいかなる販売承認もなされない。」と。

もともと、この「市民会議」は、Jospin首相の前のAlain Juppé首相時代に構想されていたものである。一九九六年一月、欧州委員会は、遺伝子組換えトウモロコシの流通及び栽培を許可したが、Juppé首相は、セーフガード条項 (clause de sauvegarde) を適用して、フランス国土における栽培の一時的中止を決定した。セーフガード条項とは、EUレベルで承認された遺伝子組換え作物であっても、承認後に新たに重大なリスクが発見された場合には、その新証拠に関するEUレベルの再評価が完了するまで、EU各国がその利用や販売を一時的に制限または禁止できるという新環境放出指令に含まれる条項を指す。このとき、国内においても、より詳細な聴取・調査を要するとして、市民会議による方法が示唆されていたのである。その後の選挙で、共和国連合は敗北し、社会党が、共産党・緑の党などとともに、左派連立政権を発足させ、Jospinが首相に就任した(第三次コアビタシオン)。Jospinは、遺伝子組換え作物開発推進へと政策を一転させるが、それは、JospinがEU統合の深化に積極的であり、EUレベルで決定されたことは加盟国レベルでも実施されるべきだという信念を持っていたことに由来すると、早川は分析している⁽⁴¹⁾。

2 組織

(1) 報告者 (rapporteur) の選任⁽⁴²⁾

一九九七年二月三日の国会で、農業及び環境大臣が、市民会議の組織・運営を O P E C S T に委託することを提案すると、Jean-Yves Le Déaut が、この案件についての報告者として任命されることとなった。国民議会または元老院いずれかの理事部 (Bureau) によって審議が付託されると、O P E C S T では、案件ごとに報告者が選任される (一九五八年一月一七日のオールドナンス第五八一—一〇〇号条) ことになった⁽⁴³⁾。Le Déaut は、「遺伝子についての理解からその利用へ」という大きなテーマを与えられたが、まずは、「農業・食品産業における遺伝子組換え作物の利用」に関して生ずる諸問題を取り上げることを選定した。さらに、Le Déaut は、この案件についての調査過程を四つの異なる段階に文節した。①フランス国内外における一〇〇を超えるインタビューの実施、②専門家と諸利益代表が主張を対立させることができるような公聴会 (audition publique) と討論の開催、③インターネット上のオープンフォーラム、そして④市民会議である。一九九八年報告書は、この全体についてまとめているが、本稿に関わるのは、④市民会議に関する組織・運営の部分である。

(2) 運営委員会 (comité de pilotage) の設置

プロセス全体の中立性と透明性を最大限確保するために、会議の組織・運営は、あらゆる必要な決定を独立の立場で一括して担う運営委員会に委ねられた。委員会は、七人の専門家によって構成されたが、二つの異なる見地からそれぞれ選任されている。会議の方法論的によい運行を確保する見地からは、社会科学の専門家三人が選ばれた。技術応用に関する知見を得る見地からは、植物への遺伝子工学の適用についての専門家四人が選ばれた。

その他にも、委員会事務局と会議の実質的な組織運営に関わる議員職員二人と、メディア担当者一人も選出されている。市民に広く情報提供を行う観点から、より公平にすべてのメディアが適時に同一の情報を受信できるよう、他方で、市民パネルのプライバシーが保護されるよう、メディア対応にも配慮した形となっている。

(3) 市民パネルの選定

市民パネルの選定に関わる作業も、運営委員会の大事な役割の一つである。六月の市民会議に先立ち、市民会議で専門家と議論をし、専門家に質問をするために必要な最低限の知識・能力を養成するために、四月と五月には、二回の週末トレーニングが予定されていた。長期にわたり、市民パネルを継続できるかどうか、ということも懸案事項となっていた。

デンマークやイギリスのコンセンサス会議では、会議の目的と方法を広報し、運営委員会が、志願者が提出する志望動機書に基づいてパネルを選定する例が一般的である。しかし、あらゆる権限を有する運営委員会が、果たして、社会、文化、あるいはイデオロギーの均衡を尊重し、パネルの多様性を確保するようなやり方で、パネルを選定しているか、あるいは選定できるかどうか、問題となる。

フランスでは、市民パネルの選定は、フランス世論調査研究所 (Institut français d'opinion publique: IFOP) に委託された。ただし、選定にあたっては、男女比が均衡すること、各年代の人数が年齢階級別人口比率に合致すること、職業、多様な文化的知識、支持政党・宗教の多様性、地域・コミュニティの規模を尊重すること、といった配慮が求められた。科学、とりわけバイオテクノロジーにまつわる諸問題について、市民パネルが多様な意見を持つよう保証することが重要視され、最終的に一四人の市民がパネルとして採用された。⁽⁴⁵⁾

(4) 週末二回のトレーニング

いわゆるコンセンサス会議の最大の特徴の一つは、市民と専門家との対話を図ることにあるが、対話を円滑に進めるためには、議論の的となる事柄について共通知識を有する必要がある。したがって、市民パネルの構成員は、四月と五月の週末二回にわたり、トレーニングを受けることが予定された。一回目は、近年における農産物の発展、食品加工の産業技術、栄養の一般原則、遺伝子の基本データ、植物品種およびトランスジェニック植物の進歩、をテーマ

に開催された。二回目は、環境、健康、農業、農食品に関わる国内外の法的諸問題がテーマとして取り上げられた。市民会議では、五つの重要な課題を設定、それぞれのグループに分かれて、市民と専門家が議論することになった。

(5) 専門家の選定

ここでの「専門家」は、もともと広い意味で考えられる必要がある、消費者団体を代表する者、環境保護団体を代表する者、バイオテクノロジー業界を代表する者など、各利益団体の代表者も市民会議で発言することができる、あるいはそれが望ましい「専門家」であるとされた。会議における観点の多様性が、プロセスの誠実さを保証すると考えられたことによる。運営委員会は、デモ参加者のうち摘発されていない者、専門的知識・能力を有するとして認知されている者、および過去に私的あるいは公的な公聴会に参加したことがある者、を記載した三つのファイルから、専門家リストを作成した。リストには、個々の市民パネルが知っている者、噂で聞いたことがある名前などが含まれるため、市民パネルには、五つのセッションごとに、出席を望む専門家のカテゴリを宣言してもらったことになった。例えば、遺伝子組換え作物の利用によって起こりうる環境へのリスクがテーマとなっている場合には、バイオテクノロジー業界の代表者、緑の党の党員、環境省の代表者を選ぶ、といったやり方である。

3 実施

(1) 市民会議の五つのセッション

市民会議は、一九九七年六月二一日、二二日の二日間わたり開催され、以下の五つのテーマについて討論・質疑応答が行われた。市民会議のプログラムを付したので参照されたい。

二日目の会議が終わると、パネルのメンバーは、自分の意見を表明する最終文書を起草した。最終文書は、翌日の午前中に、記者会見で発表されると同時に、議員全員に直ちに送付された。

表 1

プログラム
<p>研究の現状に鑑みて、遺伝子組換え作物の消費は人の健康にいかなる影響をもたらすか</p> <p>Patric Berche (フランス国立医学研究), Georges Bories (フランス国立農業研究所), Yves Chuppeau (フランス国立農業研究所), Patrick Courvalin (パスツール研究所), Jean-Michel Panoff (Caen 大学), M. Pasteau (モンサント社)</p>
<p>無秩序に拡散する遺伝子組換え作物の特性が与えるリスクから環境を保護するには、どうすればよいか</p> <p>Daniel Cheron (リマグレン社), Joël Chenais (緑の党), Jean-Luc Pujol (環境大臣), Pierre Henri Gouyon (フランス国立科学研究センター, パリ第 11 大学), Daniel Rahier (モンサント社), Guy Riba (フランス国立農業研究所)</p>
<p>品質に関する情報を表示する経済上の問題を考慮すると、遺伝子組換え作物に関する情報として、消費者には何が知らされるか</p> <p>Eric-Marie Boulet (ネスレ社, フランス), Chantal Jaquet (カルフル社), Jean-François Molle (ダノン社), Marie-José Nicoli (消費者連盟), Egizio Valceschini (フランス国立農業研究所), Nicole Zylbermann (競争・消費・不正行為処罰局)</p>
<p>立法者は、遺伝子組換え作物から中長期にわたって引き起こされる不確かな損害をどうやって未然に防ぐか</p> <p>François Ewald (フランス保険協会), Jean-Christophe Galloux (法学教授, 弁護士), Christine Noiville (法律家, フランス国立科学研究センター), Vincent Perrot (生活の枠組み組合連合)</p>
<p>諸利益の複雑さを考慮して、様々な経済的・政治的アクター間の避けられない力関係をどう調整するか</p> <p>Arnaud Apoteker (グリーンピース), Philippe Gay (ノヴァルティス社), Didier Marteau (農業経営者組合全国連合会), René Riésel (農民総同盟), Marion Guillou (食品総局, 農業大臣)</p>

(2) 結末

二日間にわたる市民会議の様子は、ほぼ全ての新聞、テレビ、ラジオで報道された。市民パネルがまとめた最終文書の内容の全てをここで紹介することはできないが、消費者団体、環境保護団体等の利益団体は、最終文書の結論は常識的、中立的なものであると評価している。⁴⁶⁾ OPECSTの一九九八年報告書は、市民会議で討論された五つのテーマを、健康、経済、環境、法、政治に区分し、問題点を整理するとともに、市民パネルによって提案された生物分子工学委員会 (Commission du génie biomoléculaire: CGB) の中立性を保った構成の仕方、遺伝子組換え作物と非遺伝子組換え作物を分別して管理する流通システムの構築、あるいは遺伝子組換え作物に関する研究は慎重に行われるべき、といった様々な方策・意見をまとめている。

四 一九九八年市民会議に対する民主主義的観点からの評価

一九九八年市民会議の組織・運営に際しては、市民が政策決定に関与することを、民主主義の観点からいかに正当化するか、ということが問題となった。そのため、市民会議の実施にあたっては、市民参加を民主主義の観点から正当化するためのいくつかの工夫が凝らされた。本章では、市民参加がフランスにおいてどのような発展を遂げてきたか、市民参加の進展について環境問題を中心に概観することで、市民参加の民主的要素を抽出し、次いで、一九九八年の市民会議で民主的正当性を担保するために採られた方策について検討する。

(一) 「市民参加」の進展——環境問題を中心に——

1 公開討論モデルの制度化

フランスにおける市民参加の始まりは、一九世紀の公益宣言 (déclaration d'utilité publique)⁽⁴⁷⁾ の事前手続としての民意調査 (enquête public)⁽⁴⁸⁾ に見出せる。もともと、当時の民意調査は、土地の収用が必要な事業に限られており、広く環境に影響を与える事業一般についてその対象が拡大したのは、一九八三年のブシャルドー法制定以後のことである。現在、ブシャルドー法自体は廃止されているが、その内容は各種法典に吸収され⁽⁴⁹⁾、今では、民意調査がフランスで最も一般的な市民参加手続となっている。

一九八〇年代後半に入ると、ボパール化学工場事故、チェルノブイリ原子力発電所事故、エクソンバルディーズ号原油流出事故といった大規模な産業事故や地球温暖化に対する温室効果ガス排出の影響への懸念を背景に、環境問題に対する市民の意識は高まりを見せる⁽⁵⁰⁾。それに伴い、各地で社会資本整備に対する反対運動が起こるようになった。これらの反対運動のなかで、民意調査の手続上の不備、すなわち民意調査が実施される段階は公益宣言の直前であり、計画がほぼ固まった段階においては、計画の変更・中止が困難である、という問題が指摘される。そこで、一九九二年にこれらの批判に答えるものとしてビアンコ通達が出され、構想段階における住民参加プロセスとしての公開討論が初めて導入された。そして、一九九五年には、環境保全強化に関する法律 (Loi no 95-101 du 2 février 1995 relative au renforcement de la protection de l'environnement: 通称「バルニエ法」) により、公開討論全国委員会 (Commission nationale de débat public: CNDBP) という常設の組織が設立され、CNDBPに一定規模事業の構想段階の討議手続である公開討論の開催請求受理に関する権限が与えられた。ビアンコ通達に基づく公開討論の参加者が、調整知事が選択する政治・経済・社会的責任者や団体代表者に限られていたのに対し、バルニエ法の下では、原則として誰でも公開討論に参加で

きるようになった。都市計画ないし環境問題の領域では、先述したBlondiauxの三類型のうち、公開討論モデルが進展してきたことがわかる。

さらに、一九九八年、時の首相Jospinにより、大規模事業の公益性の評価法改善に関する諮問を受けた国務院は、法定プロセスの上流だけではなく、プロセス全体にわたって情報開示及び公衆との協議を行うことの必要性を示唆する内容の報告書をまとめている。この提案は、近接民主主義に関する二〇〇二年二月二十七日の法律 (Loi n° 2002-276 du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité) の第4編「大規模計画の策定への公衆の参加について」(De la participation du public à l'élaboration des grands projets) に取り入れられた。また、「近接性」の観点から、一般の市民との協議の他に、国の他機関、地方自治体、関係団体など公共団体間の協議も組み込まれた。さらに、それまでは国の了承を要していた民意調査について、地方自治体が独自に行うことができるようになった。ここに、「市民参加」の地方分権化、あるいは地域民主主義の契機が見出せる。

2 市民参加の民主的要素

市民参加制度の進展に伴い、参加民主主義の概念もより体系化されている。参加民主主義は、代表制民主主義の危機的状况に際して、その限界性批判の言説として一九七〇年頃から利用され始め、代表制民主主義を補正・補完する機能面に重点を置いて論じられた⁽⁵⁾。中田の整理によれば、フランスにおける参加の概念は、経済領域にルーツがあり、「参加」とは「労働者による経営参加」を意味していた。このような参加概念は、de Gaulle大統領が提案した一九六九年の国民投票法案の否決を転機に、代表制民主主義に対する限界性批判として利用されるようになり、参加の目的や手段は極めて多様化していった。都市計画や環境問題に関して大きな進展を遂げたことは、先に言及したとおりである。近年、参加概念の適用領域はさらに拡大し、二〇〇七年のフランス大統領選挙では、社会党のSegolène Royal

候補が、「市民参加型の民主主義」を掲げ、圧倒的な支持で大統領選挙候補者として選出されたが、その一般社会に
より身近な政治を実現しようとする姿勢が、多くの市民、党員の共感を得たものと評価されている。⁽⁵²⁾ 以下で紹介する
Mocellinの参加民主主義についての考察⁽⁵³⁾は、大統領選挙や地方選挙を中心とした国政選挙についての議論の中で主
張されたものであり、地方分権化と地域民主主義に関する議論が中核を占めるが、中田によれば、参加民主主義の実
践の場として「地域」に主眼を置くとき、地域民主主義とよばれるという。したがって、参加民主主義一般に適用可
能と考える。

参加民主主義は、公開討論や意思決定への市民の関与を拡大させるものでなければならぬと一般に考えられてい
る。このような考え方に対しては、政治的言説に中味がないことを隠すためのレトリックではないか、無数の対立軸
を提示することは決定そのものを阻害することにならないか、市民社会から発された意見は、客観的か、それとも個
人や圧力団体の利益を反映したもののか、といった批判がなされる⁽⁵⁴⁾。Mocellinは、一方で、民主主義のプロセスの構
造に関しては、市民のあらゆる意見が効果的に精査され平等主義にかなうことをアプリアリに保障するものでなけれ
ばならない、他方で、地域的討論をもたらず分権化された参加型アプローチの実施に関しては、より広い範囲で問題
を取り扱うことが要求されるとしている。

Mocellinによれば、「参加」は、今日の民主主義において、市民が意思形成過程に結び付けられ(《associe》)、ある
計画について討論するやり方となっているが、それは、方法的なプロセスを超えてより政治的なプロセスにまで高
まっている、という。以下は、都市計画法に代表される市民参加の手続きについて考えるのが最も理解しやすいが、
Mocellinが抽出した参加民主主義の四つの要素である。まず、参加プロセス全体に関する事前の情報提供
(information)である。取り扱うテーマの理解に必要な基本的事項が、参加のプロセスに関わるメンバーに知らされる
必要がある。次に、調査・聴取(consultation)である。土地収用法に定める民意調査(enquêtes publiques)で使われる

実践的な手法であり、民意調査員は、事前に、意見収集の過程で、市民の期待や要求についても聴取する。そして、協議（concertation）である。都市計画決定前の事前の協議（コンセルタシオン・狭義の協議）については、都市計画法に規定がある。広義の協議は、公開討論による手法も含む。最後に、協働（co-laboration）である。例えば、環境影響評価に関する手続きの中でも、最新の知見等について適切な環境保全措置が講じられるよう、市民や事業者などすべての主体が協働して取り組むべき課題があると考えられる。

（二）「市民会議」の民主的正当性

先に述べたとおり、一九九八年市民会議の組織・運営に際しては、市民が政策決定に関与することを、民主主義の観点からいかに正当化するか、ということが問題となった。Daniel Boy は、市民会議が代表民主制のメカニズムとは全く異なる手続きに従って実施されたこと、市民パネルの人数の少なさは「代表」と表現できるものではないことを問題点として挙げている。さらに、市民会議において重要な役割を担う運営委員会の構成員についても、O P E C S T の現構成員によって選任されたことを、民主主義の観点から疑問視している。Boy は、「参加民主主義の実践」として市民参加を紹介しながらも、「代表制民主主義」を中心とする民主主義観に立っていることから、このような問題提起がなされたものと考えられる。これに対する回答の手法は、市民会議を代表の概念で構築するか、市民会議を代表制民主主義ではなく参加民主主義によって正当化するかのいずれかである。Boy は、運営委員会や市民パネルの選定の方法など、市民会議の組織・運用にあたって特に留意された点を、分析的に評価し、「代表制民主主義を刷新する手段を明らかにしよう」と試み⁵⁵ている。

1 市民会議を民主的に正当化するための試み・運用

Boyは、現代の民主主義は基礎的合意 (convention de base) に基づき、代表者 (代表団) の合意は、純粋な擬制 (pure fiction) から成り、民主主義の制度は、実際のところ、必然的に縮小された人数で選ばれた代表に、社会に代置して機能することを要求するものであるという Pierre Rosanvallon⁵⁶⁾に言及し、それを一旦は受け入れながらも、社会体 (le corps social) の多様性は選ばれた少数の代表者によっては正確には代表しきれないことを、新たな方策を模索する理由の一つとして挙げている。代表の困難さ、代表の危機あるいはその機能不全は、憲法学の重要な関心事であり続けてきたが、他方で、それらの議論の数々は、反射的にはあるが、代表制民主主義の盤石の地位を証明し続けてもいる。本稿は、Boyの論に沿って、市民会議を代表制民主主義とは異なる民主主義観によって正当化することを試み、またこの作業によって、よりよい規範形成・政策決定の途を提示することを意図するが、それは、代表制民主主義の頹廃を望むものではない。

Boyの分析によれば、市民会議は、その組織・運営面で、民主的に正当化される。その二つの重要な要素となったのが、会議の執行府たる運営委員会と素人 (profane) から構成する市民パネルである。

運営委員会のメンバーは、消費者団体の利益を代表する者でも、環境保護団体の利益を代表する者でもなく、科学者や法学者、社会学者といった学際的なメンバーによって構成された。運営委員会の正当性を支えるのは、市民会議の運営の全体、すなわち、専門家の選定、トレーニングの実施、市民会議の開催において、事後的に検証可能なプロセスとその質とを保証することであり、市民会議の参加者についてはその多様性を保証することであり、会議全体の迅速な意思決定を可能とすることである、と考えられたからである。

他方、市民パネルについては、三つの正統性を考慮する必要がある。第一に、社会との明白な近接性、第二に、トレーニング期間に獲得された能力、第三に、その中で合意に至るところの「市民」プロセス (le processus citoyen)

である。

第一の正統性は、パネルの選定に関する問題である。パネルは抽選で選ばれるが、それぞれのパネルは社会的に中立ではなく、各々の文化的関心ないし利益に動機づけられているという意味で、フランス社会の「代表者」としては考えられなかった。その代わり、性別、年齢、職業、文化、宗教、出身地等の項目において、なるべくフランス社会の現状に近接するように配慮された。陪審制における陪審員の選任に似ていると評価されることもある。

第二の正統性は、パネルの相対的な能力に基づく。知識 (savoir) や能力 (compétence) は、民主主義の実践的な組織 (のあり方) に関する中核的な課題である。委任の仕組み (le mécanisme de la délégation) は、一般市民の理解を超える諸問題を引き受けるために委任された者の能力 *capacité* に論拠を求める。しかし、市民会議のパネルとして選ばれた素人は、能力ある者《*compétents*》となりうるだろうか。二回の週末トレーニング (formation) 期間が設けられたとはいえ、それは、市民パネルに、問題となっているテーマに関する大学教育レベルの科学的知見を与えるものではない。しかし、Boy は、専門的な知識と Philippe Roqueplo がいうところの「変位した知識」《*savoirs décalés*》は明確に区別されなければならないと主張する。例えば、医師は、大学で獲得し、実践によって完成させた知識を有するが、カルテを作成するのにコンピュータを使う、往診するのに自動車を運転する、など、他の様々な部分的な知識あるいは変位した知識、すなわち、最低限の知識を日々実践している。週末トレーニングのねらいは、まさに、パネルが専門家と対話をしたり質問をするのに最低限必要な語彙や基礎知識を養成することだった。

第三の正統性は、純粹に象徴的な性質 (nature) である。コンセンサス会議ではなく市民会議の用語を採用したのは、「コンセンサス」という用語が、衝突を避ける代わりに当事者を満足させることもない《*consensus mou*》(緩やかな合意) の軽蔑的な概念を連想させることを懸念したことだった。他方で、「市民」という用語は、共和国の根源的価値を想起させる象徴的なものであり、素人《*profanes*》に「市民」としての資格を与えることで、「市

民」として重大な役目を負っていることを自覚させる、象徴的な正統性である。

2 意思決定の「合理性」・意思決定過程の「正当性」

フランスにおける市民参加の発展過程については後述するとして、ここでは、フランスの市民参加の特徴について言及しよう。フランス型市民参加の特徴として挙げられるのは、市民参加は、「意見の一致」を意図していない、ということである。すなわち、ある事業ないし活動の意思決定権者が法律で明確に定まっていることから、「市民参加」(ここでは、後述する参加民主主義の四要素のうち「協議」に焦点が当てられる)の目的は、市民の様々な意見を聞くこと、情報の共有によって誤解や憶測を修正すること、に置かれている。市民は、個々人が個々人として自らの意見を発言するのであり、譲歩や調整によって妥協点を模索する、ということはない。

従って、意思決定は、事業ないし活動の種類にかかわらず、公益性が求められるものについては、意思決定権者が合理性の観点から責任を持って決定を下すことになっている。これは、フランスでは古くから、「公益性は、合理性によって発見され、合理性に裏打ちされた厳密なアプローチが、意思決定における恣意性を排除する」、と考えられてきたことに由来する。フランスは中央集権的な国家として知られており、フランス中央官庁の職員は、世界でも多数のエリート教育制度を勝ち上がってきたものが大多数を占める。そのため、彼らは市民のために、公益に関する重要な意思決定は行政が専門的な見地から責任を持って行うという意識が非常に高く、フランスでは重要な意思決定に一般住民の意見を取り入れるというような土壌が長らく育たなかったことが指摘されている⁽⁵⁷⁾。

一九九八年市民会議において、運営委員会のメンバーの選定、運営はまさに、意思決定の「合理性」と意思決定過程の「正当性」を追求したものであり、フランスの文脈においては、大いに正当化されるものと考えられる。また、市民パネルによる最終文書も、合意の結果ではなく、それぞれの意見を書かせるものであった。

3 民意調査の手法の応用

一九九八年市民会議は、市民パネルのトレーニングを通して、市民に対する情報提供を行っている。また、市民会議の前段階で、インターネット上のオープンフォーラムが設置されており、民意調査、市民からの意見の聴取がなされている。市民会議それ自体は、協議及び市民、利害関係人、専門家そして公的機関による協働の場と見ることができ。したがって、市民参加の民主的要素を充足する方法で市民会議とその前後のプロセスが実施されたといえる。

五 結びに代えて

日本における市民参加型会議は、「コンセンサス会議」の文字通り、意見の一致（合意に至ること）を重んじる。コンセンサス会議では、市民パネルが合意に基づいて自ら市民提案の文書をまとめる必要があるため、フアシリテーター（進行役）も、参加する市民パネルも、無意識のうちに妥協点を模索しがちとなる。フランスが憂慮し、忌避した、《consensus mou》そのものである。

これに対して、フランスの市民参加は、意見の一致を意図しない。それゆえ、市民は、個々人が個々人として自らの意見を発言することができ、譲歩や調整によって妥協点を模索する、ということに配慮する必要がなく、意見を交換する、あるいは関わらせることだけに集中できる。フランスの市民参加モデルは、「政策決定」ではなく、「政策決定過程」に参加するモデルと評価できる。

本稿で検討・考察の対象としてきた参加民主主義とその実践モデルとしてのフランスの市民参加ないし市民会議が、日本における科学技術に関する規範形成・政策決定のあり方に示唆を与えるものとなり、科学技術と政治・社会・市民の対話が活性化すれば幸いである。

- (1) 少なくとも人工生殖の分野においては、「法規制なしの秩序」は崩壊したと言われている。日本産婦人科学会会告に違反して生殖補助医療を行なった医師が、学会を除名された事件について、以下参照。櫛島次郎、米本昌平「先進諸国における生殖技術への対応——ヨーロッパとアメリカ、日本の比較研究」『ジュリスト』第一〇五六号（一九九四年）一三〇—一三六頁、山本達彦「統治論」としての遺伝子プライバシー論——専門職集団による規範定立と司法審査（覚書）（遺伝情報をめぐる問題状況）『慶應法学』第一八号（二〇一二年）四五—七八頁。
- (2) 経済産業省の「平成二一年度環境対応技術開発等（バイオ事業化に伴う生命倫理問題等に関する研究（ヒト細胞等の適正な活用を促進するための環境整備に関する調査研究）報告書」は、採取される組織・細胞についての国内法が不明瞭であること、その結果、機関内の倫理審査委員会による過剰な自己規制（審査資料作成、インフォームドコンセント取得など）が働き、臨床医の協力が得難くなっていることを、国内バンク由来試料の利用が少ない原因の一つとして指摘している。
- (3) 中山茂樹「科学技術と民主主義——憲法学から見た「市民参加」論」初宿正典ほか『佐藤幸治先生古稀記念論文集 国民主権と法の支配 上』（成文堂、二〇〇八年）七九頁以下。
- (4) アメリカの新左翼系学生組織であり、「産業民主主義連盟 (League for Industrial Democracy: LID)」を改組したものである。高橋徹編『アメリカの革命』（平凡社、一九七三年）四—八頁。
- (5) 従来のアメリカ社会に支配的な価値体系を根本から批判し、すでに形骸化し操縦的となった代議制民主主義に代わって、直接性民主主義の理念に立脚した「参加民主主義」を確立すべきことを強調するものであった。
- (6) 「仮にいま世界中で政治革命が進行しているとすれば、それは参加の噴出と呼ぶものである」一九六三年の著作の中で、G・A・アーモンドとS・ヴァーバは、「普通の人間」が政治システムへの参加を要求する当時の「政治的変動」を表して、こう述べている。Gabriel A. Almond and Sidney Verba. *The Civic Culture: Political Attitudes and Democracy in Five Nations*, Princeton University Press, 1963. 邦語訳として、G・アーモンド、S・ヴァーバ著、石川一雄ほか訳『現代市民の政治文化：五カ国における政治的態度と民主主義』（勁草書房、一九七四年）三頁。
- (7) 丸山正次「参加民主主義理論の可能性(一)——F・フィルマー『民主化の戦略』をめぐって」『法學研究』(二〇〇五年)第五八巻第七号四六頁。
- (8) 丸山・前掲注(7) 五二頁。
- (9) 篠原一「市民参加」(岩波書店、一九七七年) 四頁。

- (10) Benjamin R. Barber, *Strong democracy*, University of California Press, 1984. 邦語訳として『エンジェリックス・R・バーバー著 竹井隆人訳』ストロング・チモクラシー：新時代のための参加政治』（日本経済評論社、二〇〇九年）。
- (11) 広岡守穂「参加民主主義の問題——キャロル・ノイトマン著『政治的義務』（Carol Pateman, *The Problem of Political Obligation: A Critical Analysis of Liberal Theory*, Chichester, New York, Brisbane, Toronto, 1979）をめぐって」『法學新報』（一九八〇年）第八七巻第七・八号二二八頁。
- (12) 丸山・前掲注（7）四八頁。
- (13) Carol Pateman, *Participation and Democratic Theory*, 1970, Cambridge University Press. 邦語訳として『キャロル・ノイトマン著 寄本勝美訳』参加と民主主義理論』（早稲田大学出版社、一九七七年）。
- (14) 広岡・前掲注（11）二三〇頁。
- (15) 後述するOPECSSTがプレス関係者に向けて最初に提出した文書によれば、OPECSSTは、「代表民主制において、政治的責任（指導）者（les responsables politiques）は、人口の残りに対して説明者（éclairneur）としての役割をしばしば負わねばならないが、それは、ある選択の実際の内容について知っている（éclairé）者に対しても同様である。コンセンサス会議あるいは市民会議及び公開討論を組織する必要がある、これによって、政治的責任者が採るべきある決定の重要性と複雑性を政治的責任者自身に自覚させなければならない。」と述べ、「発言や情報がしばしば特殊利益を擁護する諸団体に専有されているような主題について真の公開討論の場を創ることに寄与する」ことを「市民会議の目的としている」。
- (16) C. B. Macpherson, *Principes et Limites de la démocratie libérale*, Paris, La Découverte, 1985 (1^{re} éd. 1977).
- (17) BENJAMIN R. Barber, *Strong Democracy – Participatory Politics for a New Age*, University of California Press, Berkeley Los Angeles London, 1984. 邦語訳として『B. R. バーバー著 竹井隆人訳』ストロング・チモクラシー——新時代のための参加政治』（日本経済評論社、二〇〇九年）。Barberの参加民主主義論を手がかりに現代の共和主義理論における政治的自由の意味を論じたものとして、中村隆志「共和政治と参加民主主義——B. R. バーバーの議論を手がかりに——」『法学ジャーナル』（二〇一〇年）第八五号四九—七三頁。
- (18) Loïc Blondiaux, *Le nouvel esprit de la démocratie – Actualité de la démocratie participative*, Seuil, 2008, pp. 43–44.
- (19) *Ibid.*, pp. 49–62.
- (20) *Ibid.*, pp. 51–52. ポルト・アレグレ市の参加型予算に関する邦語文献としては、出岡直也「第七章 参加型予算（ブラジ

- ル、ポルト・アレグレ市)——大規模政治体における民衆集会的政治の可能性」篠原一編『討議デモクラシーの挑戦——ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』(岩波書店、二〇一二年)一四七—一七五頁。
- (21) Blondiaux, op.cit., pp. 53-57.
- (22) *Ibid.*, pp. 57-58. 市民陪審に関する邦語文献として、榊原秀訓「第4章 市民陪審——証言者からのヒアリングと討議」篠原・前掲注(20)八一—九八頁。
- (23) 小林傳司「トランス・サイエンスの時代：科学技術と社会をつなぐ」(NTT出版、二〇〇七年)一八四頁。
- (24) Daniel Boy, Dominiacue Donnet Kannel, Philippe Roqueplo, Un exemple de démocratie participative: la « conférence de citoyens » sur les organismes génétiquement modifiés. In: Revue française de science politique, 50e année, n° 4-5, 2000. pp. 779-810.
- (25) DBTについては、以下を参照。三上直之「デンマーク技術委員会(DBT)の「廃止」とその背景」『科学技術コミュニケーション』第一巻(二〇一二年)七四—八二頁、若松征男「デンマークのコンセンサス会議——科学と社会をどうつなぐか(メディアと科学技術〈特集〉)」『科学技術ジャーナル』第二巻第二号(一九九三年)二二—二四頁。
- (26) Blondiaux, op.cit., p. 58.
- (27) 吉澤剛「日本におけるテクノロジーアセスメント——概念と歴史の再構築」『社会技術研究論文集』第六号四二—五七頁。
- (28) 平川秀幸「責任ある研究・イノベーションの考え方と国内外の動向」文部科学省安全・安心科学技術及び社会連携委員会第七回二〇一五年四月一四日(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/064/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/07/10/1359391_04.pdf)。
- (29) 二〇一六年八月現在、加盟機関は二三、準加盟機関は五に拡大している(<http://www.eptanetwork.org/>)。
- (30) フランスでは、高速増殖炉ナトリウム漏洩事故を一つの契機として、専門家や政府に対する不信感が募り、情報公開を求める圧力もかかっている。
- (31) 一九八三年設立のOPECSSTを嚆矢として、ヨーロッパ各国で議会テクノロジー・アセスメント(Parliamentary Technology Assessment: TA)が設立されたが、これらは、すべて一九七二年に米国連邦議会に設置された技術評価局(Office of Technology Assessment: OTA)をモデルとしたもの。
- (32) Rapport de M. Rausch, au nom de la commission des affaires économiques, n° 82 (1982-1983), Sénat, p. 3.

- (33) Textes relatifs à la création de l'office. 議会の運営に関する一九五八年一月一七日のオールドナンス第五八一—一一〇〇号（一九八三年七月八日の法律第八三一—六〇九号及び二〇〇〇年二月一六日の法律第二〇〇〇—一一一七号による改正）。
- (34) Rapport au nom de l'office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et technologiques sur le Principe d'Innovation, n° 2409 (2014), Assemblée Nationale, n° 133 (2014), Sénat, p. 15.
- (35) Ibid., p. 12.
- (36) M. Jean-Yves LE DÉAUT, Mme Catherine PROCCACCIA, Étude de faisabilité de la saisine sur « Les enjeux économiques et environnementaux des biotechnologies à la lumière des nouvelles pistes de recherche », la commission du développement durable de l'Assemblée nationale, 11 février 2015.
- (37) M. Daniel CHEVALLIER, Rapport sur « Les applications des biotechnologie à l'agriculture et à l'industrie agro-alimentaire », Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et technologiques, 12 décembre 1990.
- (38) M. Jean-Yves LE DÉAUT, Rapport sur « De la connaissance des gènes à leur utilisation-Première partie: L'utilisation des organismes génétiquement modifiés dans l'agriculture et dans l'alimentation », Office parlementaire d'évaluation des choix scientifiques et technologiques, 8 juillet 1998.
- (39) 早川美也子「フランスにおけるGMO栽培規制（一九九六—二〇〇八年）の政治過程：食品安全問題と環境問題のイシュー・リンクージュ」『上智法學論集』第五二巻第四号（二〇〇九年）一一五—一六三頁。
- (40) Op.cit. 5, p. 780.
- (41) 早川・前掲注(39) 一三二頁。
- (42) Op.cit. 5, p. 782.
- (43) l'ordonnance n° 58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires (modifiée par les lois n° 83-609 du 8 juillet 1983 et 2000-121 du 16 février 2000).
- (44) Op.cit., 18.
- (45) Ibid., p. 783. 市民パネルの構成は、以下のようになっている。Claire（女性、二九歳、クリニックの経営責任者、Yvelines）／ Michel（男性、三二歳、養豚業者、Cotes-d'Armor）／ Françoise（女性、五〇歳、銀行員、Vaucluse）／ Evelyne（女性、三〇歳、主婦、Haute-Garonne）／ Michel（男性、四九歳、歯科技士、Côte-d'Or）／ Brigitte（女性、四四歳、主婦、

- Ille-et-Vilaine) / Claire (女性、二四歳、書店員、Pas-de-Calais) / Marc (男性、三二歳、保険調査員、Haute-Vienne) / Jean-Michel (男性、四八歳、経営管理者、Hauts-de-Seine) / François (男性、二〇歳、政治学部の学生、Isère) / Mireille (女性、五八歳、退職者、Nord) / Gilles (男性、三八歳、営業員、Rhône) / Georges (男性、五九〇歳、額縁職人、Bas-Rhin) / Friedel (男性、五四歳、穀物農業者、Bas-Rhin) .
- (46) 早川・前掲注 (39) 一三六頁。
- (47) 公益宣言とは、公用収用法典 (Code de l'expropriation pour cause d'utilité publique) で定められている行政手続であり、当該宣言がなされることによって、当該事業の公共性が認められ、土地の収用が可能となる。公益宣言は、民意調査委員の意見を踏まえ、公益認定権者によってなされる。民意調査委員の意見はあくまで配慮されるにすぎず、民意調査委員会の「賛成」が公益宣言の要件となっているわけではない。公益認定権者は、首相、その他の大臣、県知事のいずれかである (公用収用法典第L. 一一一二条)。国土技術政策総合研究資料。
- (48) 土地収用からの財産権保障を目的として制定された、土地収用手続及びその補償に関する一八一〇年三月八日の法律 (La loi du 8 mars 1810: la procédure d'expropriation et les indemnités prévues) が基礎となっており、公益宣言の事前手続として民意調査が導入されたのは、公用収用に関する一八三三年七月七日の法律 (La loi du 7 juillet 1833 sur l'expropriation pour cause d'utilité publique) (一九五九年の改正によって補充) においてである。
- (49) 例えば、公衆衛生法典第L. 一三二二―三条は、ミネラルウォーターの水源について公益宣言ができる旨規定する。要求があった場合には、民意調査に附され、その際には、公用収用法典の規定が準用される (同第R. 一三二二―一八条)。
- (50) 公益宣言された水として、ヴァイシーセレストンが有名である。
- (50) 「フランスにおいて、環境保護は、かつては左派のスローガンであった。一九六八年のいわゆる五月革命前後から、環境保護が若者の間で叫ばれるようになり、環境保護活動家が台頭する。これらの活動家を指してエコロジスト (ecologiste) という呼称が使われ始めるが、保守派勢力が政治の世界を牛耳っていたこの時代は、エコロジストといえば、自然回帰を主張するヒッピーか左翼かぶれと見られ、多少揶揄をもって使われた。」という。一九七〇年代、八〇年代と経済産業の発展に伴い、エコロジストたちの運動も盛んになっていくが、限られた地球資源をもとに「持続可能な発展」(développement durable) を目指すことが有識者の口の端にのぼるようになるのは、一九八〇年代後半に入ってからのことである。門彬「環境憲章」制定のためのフランス憲法改正法案「外国の立法」第二二二号 (二〇〇四年) 八七―九七頁。

- (51) 中田晋自「一九七〇年代のフランスにおける「地域民主主義」の思想形成…自主管理・参加民主主義とその「地域」における実践をめぐる」『地域研究・国際学編』第四五号（二〇一三年）二五―四七頁。
- (52) 財団法人自治体国際化協会（パリ事務所）「二〇〇七年フランス大統領選挙」（http://www.clair.or.jp/forum/c_report/pdf/304.pdf）。
- (53) Liam Fauchard et Philippe Mocellin, *Démocratie participative: progrès ou illusions?*, L'Harmattan, 2009, p. 100 et s.
- (54) Ibid.
- (55) Op.cit. 5, p. 801.
- (56) Rosanvalonの代表概念について、只野雅人「代表の概念に関する覚書(1)〜(4)」『一橋法学』第一巻第一号（二〇〇二年）、一〇七―一二四頁、同第一巻第三号（二〇〇二年）、同第二巻第三号（二〇〇三年）八九―一九二四頁、同第三巻第一号（二〇〇四年）八三―一〇九頁を参照。
- (57) 山口真司、三浦良平、鈴木温「背景の違いを踏まえた市民参加制度の日仏比較」国土技術政策総合研究所『国土技術政策総合研究所資料』（二〇〇五年）No. 245, 四一頁。
- (58) 三上直之「コンセンサス会議——市民による科学技術のコントロール——」篠原・前掲注（20）三三一―六〇頁。

小川 有希子 (おがわ ゆきこ)

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会

全国憲法研究会、憲法理論研究会

専攻領域

憲法

主要著作

「フランスにおける事前配慮原則の憲法的位置づけとその規範内容についての一考察——二〇〇八年憲法院判決を手がかりにして——」『法学政治学論究』第一一〇号 (二〇一六年)

「フランス研究参加者保護法の改正——人間が関与する研究に関する二〇一二年三月五日法律第二〇一二、三〇〇号——」『慶應法学』第二九号 (二〇一四年)